

大阪府健康づくり推進条例に規定する年次報告について

平成30年10月に制定した「大阪府健康づくり推進条例」では、健康づくり関連3計画（健康増進計画／歯科口腔保健計画／食育推進計画）に定める健康づくりの目標達成状況及び施策実施状況について、年次報告書を作成し公表することを規定しています。

大阪府健康づくり推進条例

（府の責務）

第四条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、府が定め、及び作成する健康増進法第八条第一項の計画、歯科口腔保健の推進に関する法律第十三条第一項の基本的事項及び食育基本法第十七条第一項の計画において健康づくりの推進に関する目標を設定し、健康づくりに関する施策の総合的な策定及び実施に努めるものとする。

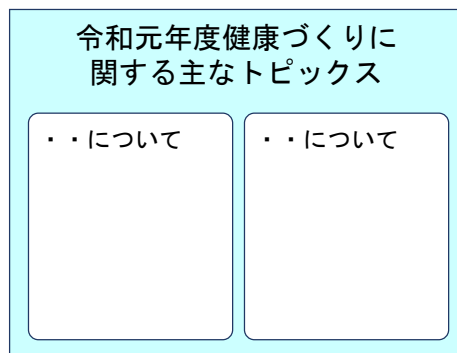
（年次報告等）

第十九条 知事は、毎年、第四条第一項の目標の達成状況及び施策の実施状況について、報告書を作成し、及び公表するものとする。

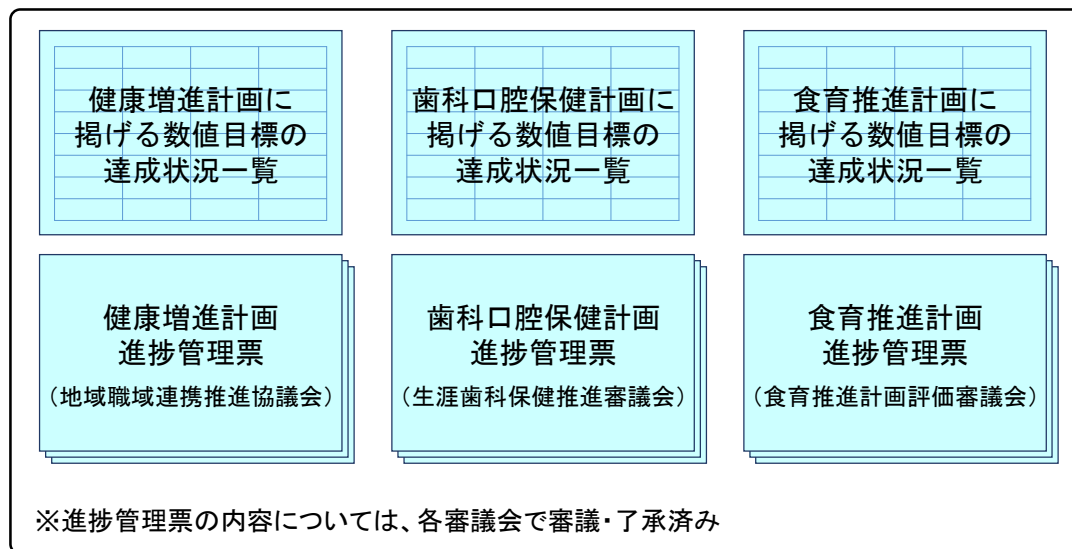
2 知事は、前項の報告書の作成に当たっては、同項の目標の達成状況及び施策の実施状況について、大阪府食育推進計画評価審議会、大阪府地域職域連携推進協議会及び大阪府生涯歯科保健推進審議会の意見を聴くものとする。

3計画の各審議会において議題として提出し審議された進捗管理票を年次報告書としてまとめます。なお、各審議会に進捗管理票に対し意見があった場合は、その意見を反映させたうえで作成します。

■当該年度取組みのトピックス



■各計画における目標の達成状況及び施策の実施状況



- ✓ 年次報告書は府ホームページ
(健康づくり推進条例ページ)に掲載・公表
- ✓ 公表時期は4月～5月を予定
- ✓ 公表にあたって報道提供を実施